

イランをめぐる軍事行動の即時停止と外交努力による平和解決を求める決議

米国とイスラエルは本年2月28日、イランに対する大規模な攻撃を開始した。

各国の主権尊重、武力行使の禁止は、国連憲章・国際法上の大原則である。米国とイスラエルによるイラン攻撃は、断じて容認できない。同時にイランによる報復攻撃も湾岸諸国に拡大しており、軍事衝突のさらなる拡大を招く事態は絶対に阻止しなくてはならない。

戦争により犠牲になるのは、いつも子どもであり民間人である。また、世界経済に対し、多大な影響と混乱を招いている。

本市では、世界平和の実現を願い、平成5年に「小田原市平和都市宣言」を行っており、米国とイスラエル及びイランによる軍事行動は、そのような市民の願いに反するものである。

よって、本市議会は、米国とイスラエル及びイランが直ちに全ての軍事行動を即時に停止し、国際法及び対話に基づく平和的解決に向けた努力を行うこと、日本政府は、緊張緩和と即時停戦の実現に向けた主体的かつ粘り強い外交努力を尽くすよう強く求める。

以上、決議する。

令和8年3月25日

小田原市議会